

「居住用の区分所有財産の評価について」の法令解釈通達（案）に対する  
意見公募手続の実施について

「居住用の区分所有財産の評価について」の法令解釈通達案を、別紙1及び2のとおり取りまとめましたので、公表します。

この案につき、御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム又は郵便等により下記までお寄せください。

国税庁では、寄せられた御意見等を踏まえ、当該法令解釈通達を定めていくこととしています。御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別での回答を行っておりませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和5年7月21日（金）から令和5年8月20日（日）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係 宛

（封筒等の表面に「『居住用の区分所有財産の評価について（案）』に対する意見」と記載願います。）